規定の改正について

以下の規定につきまして、2025年12月2日付で改正を行います。

JAバンク投信ネットサービス利用規定

第 28 条~第 29 条 (省略)

JAバンク投信ネットサービス利用規定	
改正後	改正前
第1条~第26条 (省略)	第 1 条~第 26 条 (同左)
第27条(免責事項)	第27条(免責事項)
当会は、次の場合に生じた損害については、その	当会は、次の場合に生じた損害については、その
責めを負いません。	責めを負いません。
①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、	①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、
または当会の責めによらない事由により投資信	または当会の責めによらない事由により投資信
託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受	託の買付、解約の注文の執行、金銭および受益
益証券の授受または受益権の振替の手続き等が	証券の授受または受益権の振替の手続等が遅延
遅延し、または不能となったことにより生じた	し、または不能となったことにより生じた場合
場合。	②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座
②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座	への入金が遅延したことにより生じた場合
への入金が遅延したことにより生じた場合。	③当会または J A バンクのシステムの運営体が相
③当会またはJAバンクのシステムの運営体が相	当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、
当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、	通信回線またはコンピューター等に障害が生じ
通信回線またはコンピューター等に障害が生じ	た場合
た場合。	④当会以外の金融機関等の責めに帰すべき事由が
④当会以外の金融機関等の責めに帰すべき事由が	あった場合
あった場合。	⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を <u>経て、</u>
⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を経ずに	所定の手続を行った場合
所定の手続きを行った場合。	⑥当会が定める以外の通信機器または回線等を使
⑥当会が定める以外の通信機器または回線等を使	用し、お客様が本サービスをご利用された場合
用し、お客様が本サービスをご利用された場	⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中
合。	止もしくは中断、または内容等の変更を行った
⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中	場合
止もしくは中断、または内容等の変更を行った	第 28 条~第 29 条 (同左)
場合。	

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第1条 (省略)	第1条 (同左)
第2条(非課税口座開設届出書等の提出)	第2条(非課税口座開設届出書等の提出)
第1項~第3項 (省略)	第1項~第3項 (同左)
4 前四項の際、お客様には住民票の写し、各種	4 前四項の際、お客様には住民票の写し、 <mark>健康</mark>
健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許	保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証そ
証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年	の他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月
月日、住所および個人番号(行政手続における特	日、住所および個人番号(行政手続における特定
定の個人を識別するための番号の利用等に関する	の個人を識別するための番号の利用等に関する法
法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいま	律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。

す。以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行 | 以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行令 令(以下、「施行令」といいます。) 第25条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生 年月日および住所。)を告知し、法その他の法令 で定める本人確認を受けていただきます。

第5項~第11項 (省略)

第2条の2~第14条 (省略)

第15条 (届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当会に届 出した氏名、住所その他の届出事項に変更があっ たときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届 出書(施行令第25条の13の2第1項に規定され るものをいいます。) により当会に届け出るもの とします。また、その変更が氏名または住所にか かるものであるときは、お客様は「個人番号カー ド」等および住民票の写し、各種健康保険の資格 確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の 書類を提示し、確認を受けるものとします。

第2項~第4項 (省略)

第 16 条~第 17 条 (省略)

(以下「施行令」といいます。) 第25条の13第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月 日および住所。)を告知し、法その他の法令で定 める本人確認を受けていただきます。

第5項~第11項 (同左)

第2条の2~第14条 (同左)

第15条(届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当会に届 出した氏名、住所その他の届出事項に変更があっ たときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届 出書(施行令第25条の13の2第1項に規定され るものをいいます。) により当会に届け出るもの とします。また、その変更が氏名または住所にか かるものであるときは、お客様は「個人番号カー ド」等および住民票の写し、健康保険の被保険者 証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類 を提示し、確認を受けるものとします。

第2項~第4項 (同左)

第 16 条~第 17 条 (同左)

以上

2025年10月31日 東京都信用農業協同組合連合会